10　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年二月二十九日に東京で

エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　香川剛廣

エジプト・アラブ共和国
国際協力大臣　サハル・ナスル閣下

（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年二月二十九日に東京で

エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　香川剛廣

エジプト・アラブ共和国
国際協力大臣　サハル・ナスル閣下

○外務省告示第四百二十号

昭和六十三年二月二十四日にモントリオールで作成された「千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書」の締約国につき、平成二十八年十月十二日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年二月二十七日外務省告示第九十号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
コートジボワール	平成二十四年四月十三日	平成二十四年五月十三日
コンゴ共和国	平成二十五年九月二十七日	平成二十五年十月二十七日
ドミニカ共和国	平成二十八年六月二十一日	平成二十八年七月二十一日
クック諸島	平成十七年四月十四日	平成十七年五月十四日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成二十年九月三日	平成二十年十月十日
ニウエ	平成二十一年九月三十日	平成二十一年十月三十日
レソト王国	平成二十二年六月八日	平成二十二年七月八日
アンティグア・バーブーダ	平成二十二年七月十二日	平成二十二年八月十一日
セルビア共和国	平成十三年九月六日	平成四年四月二十七日

平成二十八年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年十月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（二十年）	第百三十六回	平成二十八年九月八日	九百万円	百円

○国土交通省告示第千百六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
相馬市粟津字愛ノ沢七九番二	前	最大　三八一 最小　二九一	一三
	後	最大　三八一 最小　二九一	

○国土交通省告示第千百六十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　関越自動車道　新潟線

供用開始の区間　埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字十三間一八四三番一

供用開始の期日　平成二十八年十月三十一日　十時